三　*Mustela vison*（アメリカミンク）

イ～ホ　（略）

四　*Axis*属（アキシスジカ属）全種、*Cervus*属（シカ属）に属する種のうち*Cervus nippon centralis*（ホンシュウジカ）、*Cervus nippon keramae*（ケラマジカ）、*Cervus nippon mageshimae*（マゲシカ）、*Cervus nippon nippon*（キュウシュウジカ）、*Cervus nippon pulchellus*（ツシマジカ）、*Cervus nippon yakushimae*（ヤクシカ）及び*Cervus nippon yesoensis*（エゾシカ）以外のもの、*Dama*属（ダマシカ属）全種並びに*Elaphurus davidianus*（シフゾウ）

イ～ホ　（略）

五　*Branta canadensis*（カナダガン）

イ～ホ　（略）

六　*Garrulax canorus*（ガビチョウ）、*Garrulax perspicillatus*（カオグロガビチョウ）、*Garrulax sannio*（カオジロガビチョウ）及び*Leiothrix lutea*（ソウシチョウ）

イ～ホ　（略）

七　*Chelydra serpentina*（カミツキガメ）

イ～ホ　（略）

八　*Mauremys sinensis*（ハナガメ）、*Mauremys sinensis*（ハナガメ）が*Mauremys japonica*（ニホンイシガメ）と交雑することにより生じた生物、*Mauremys sinensis*（ハナガメ）が*Mauremys mutica*（ニホンイシガメ）と交雑することにより生じた生物及び*Mauremys sinensis*（ハナガメ）が*Mauremys reevesii*（クサガメ）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）

イ　特定飼養等施設の基準の細目　おり型施設等（前条第一号ホに掲げる要件を満たさない施設を含む。）、擁壁式施設等、移動用施設（前条第三号ハに掲げる要件を満たさない施設を含む。）又は水槽型施設等（前条第四号ニに掲げる要件を満たさない施設を含む。）のいずれかであること。

ロ　飼養等の許可の有効期間　五年間

ハ　届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間　輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。

(1)　飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。

(i)　個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由

(ii)　飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）

(iii)　個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号

(2)　飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。

(i)　特定外来生物の種類

(ii)　一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

(iii)　数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項

三　ムステラ・ヴィソン（アメリカミンク）

イ～ホ　（略）

四　アクシス属（アキシスジカ属）全種、ケルヴス属（シカ属）に属する種のうちケルヴス・ニホン・ケントラリス（ホンシュウジカ）、ケルヴス・ニホン・ケラマエ（ケラマジカ）、ケルヴス・ニホン・マゲシマエ（マゲシカ）、ケルヴス・ニホン・ニホン（キュウシュウジカ）、ケルヴス・ニホン・プルケルルス（ツシマジカ）、ケルヴス・ニホン・ヤクシマエ（ヤクシカ）及びケルヴス・ニホン・イエソエンスイス（エゾシカ）以外のもの、ダマ属（ダマシカ属）全種並びにエラフルス・ダヴィディアヌス（シフゾウ）

イ～ホ　（略）

五　ブランタ・カナデンスィス（カナダガン）

イ～ホ　（略）

六　ガルルラクス・カノルス（ガビチョウ）、ガルルラクス・ペルスピキルラトゥス（カオグロガビチョウ）、ガルルラクス・サンニオ（カオジロガビチョウ）及びレイオトリクス・ルテア（ソウシチョウ）

イ～ホ　（略）

七　ケリュドラ・セルペンティナ（カミツキガメ）

イ～ホ　（略）

（新規）